

関係者各位

**お 知 ら せ**  
**環太平洋包括的及び先進的協定適用豚肉調製品**  
**(オーストラリアを原産地とするもの)に係るセーフガードの発動について**

関税暫定措置法施行令別表第1の14の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品(環太平洋包括的及び先進的協定適用豚肉調製品(オーストラリアを原産地とするもの))については、令和5年度の初日から令和5年9月末日までの輸入数量が、同法第7条の8第1項に規定する財務大臣が告示等をする数量を超えることとなったことから、同項の規定に基づき、令和5年11月1日から令和6年3月31日までの間、環太平洋包括的及び先進的協定適用豚肉調製品(オーストラリアを原産地とするもの)に係るセーフガードが発動されることとなりました。

つきましては、下記を参照のうえ、適正な輸入申告をされますようお願いいたします。

記

1. 対象物品及び税率

対象品目		関税率	
		発動前	発動後
CPTPP 協定適用豚肉調製品 (オーストラリアを原産地とするもの)	分岐点 価格以下	128.65-0.125×課税価格	368.91-0.36×課税価格
	分岐点 価格超	1.8%	5.1%

※分岐点価格=897.59円/kg

※分岐点価格以下 : 0210.11-010、0210.12-010、0210.19-010、0210.99-011  
1602.41-011、1602.42-011、1602.49-210

分岐点価格超 : 0210.11-020、0210.12-020、0210.19-020、0210.99-019  
1602.41-019、1602.42-019、1602.49-220

2. 当該物品に係るNACCS用品目コードの変更等について

当該物品に係るNACCS用品目コードの変更等については、NACCSセンターホームページ中のNACCS掲示板をご確認ください。

※ 当該セーフガードに係る輸入申告等をする場合、NACCS用品目コードは業務コード集「5-1. NACCS用品目コード(輸入)」中「暫定法第7条の8発動時における発動対象国のもの」、原産地(申告)種別コードは業務コード集「原産地証明書識別」中「CPTPP税率差適用国別コード(オーストラリア)の「1D」をご利用ください。(当該協定の豚肉調製品で原産地がオーストラリアでないものについては「その他のもの」をご利用ください。)

※ 当該セーフガード発動期間中に蔵入承認を受け、当該セーフガード発動期間終了後に環太平洋包括的及び先進的協定税率の適用を受けて蔵出輸入申告を行う貨物については、NACCS用品目コードは「その他のもの」、原産地(申告)種別コードは環太平洋包括的及び先進的協定の「TP」を用いて、蔵入承認申請及び蔵出輸入申告の両手続を行っていただく必要があります。この場合、蔵入承認申請時に、原産品申告書を提出してください。

以 上

【本件に関する照会先】

業務部通関総括第1部門  
電話番号：078-333-3086